

新旧対照表

多治見市市政基本条例

新	旧
<p>多治見市市政基本条例 平成 18 年 9 月 28 日 条例第 41 号</p> <p>改正 平成 19 年 12 月 17 日条例第 47 号 平成 19 年 12 月 17 日条例第 57 号 平成 21 年 12 月 15 日条例第 39 号</p> <p>&lt; 略 &gt; ( 是正請求制度 )</p> <p>第 30 条 市は、<u>市の行為などに対して是正を求める請求</u>を公正かつ中立的な立場で解決し、簡易迅速に市民の権利利益の保護を図るとともに、<u>市政の適正な運営に資するため、是正請求制度</u>を設けなければなりません。</p> <p>2 市は、次の職務を行う<u>審査機関</u>を設置しなければなりません。</p> <p>(1) <u>是正請求がなされた</u>案件に関して調査し、必要に応じ、是正、改善に関する措置について市に対して<u>判断を述べる</u>こと。</p> <p>(2) <u>是正請求</u>の原因となった制度の改善について、必要に応じ、意見を表明すること。</p> <p>3 <u>審査機関</u>は、市の事務事業に関し、自ら調査し、制度の改善を求める意見を表明することができます。</p> <p>4 <u>是正請求制度</u>に関して必要な事項は、別に条例で定めます。</p> <p>&lt; 略 &gt; 附 則 (平成 21 年 12 月 15 日条例第 39 号) <u>この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行します。</u></p>	<p>多治見市市政基本条例 平成 18 年 9 月 28 日 条例第 41 号</p> <p>改正 平成 19 年 12 月 17 日条例第 47 号 平成 19 年 12 月 17 日条例第 57 号</p> <p>&lt; 略 &gt; ( 権利救済制度 )</p> <p>第 30 条 市は、<u>市民からの市による権利侵害の申立てなどを公正かつ中立的な立場で解決し、簡易迅速に市民の権利利益の保護を図る</u>ため、<u>権利救済制度</u>を設けなければなりません。</p> <p>2 市は、次の職務を行う<u>権利救済機関</u>を設置しなければなりません。</p> <p>(1) <u>市民から申立てのあった市による権利侵害の申立てに基づく</u>案件に関して調査し、必要に応じ、是正、改善に関する措置について市に対して<u>勧告を行う</u>こと。</p> <p>(2) <u>市による権利侵害の申立ての発生の原因となった制度の改善</u>について、必要に応じ、意見を表明すること。</p> <p>3 <u>権利救済機関</u>は、市の事務事業に関し、自ら調査し、制度の改善を求める意見を表明することができます。</p> <p>4 <u>権利救済制度</u>に関して必要な事項は、別に条例で定めます。</p> <p>&lt; 略 &gt;</p>